



# 年金情報

## ～国民年金保険料の納め忘れはありませんか～

国民年金保険料を納めずにいると将来受給する年金が少なくなるだけでなく、受給できない場合もあります。

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間納付して、65歳から満額（年額792,100円）を受給することができますが、未納や免除の期間があるとその分が減額され、納付・免除などを合わせた期間が25年に満たないときは受給することができません。

このような人のために、60歳以降から65歳になるまで任意加入することで、受給資格を満たしたり、年金額を満額に近づける制度があります。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人は、70歳の誕生日の前月まで受給資格を満たす期間の任意加入ができます。

せっかく納めた保険料がむだになり、万一のときの障害年金や遺族年金なども受けられない場合がありますので、国民年金保険料は必ず納めましょう。なお、納め忘れを防ぐためには、口座振替が便利です。預貯金通帳、通帳届出印、納付書を持参し、金融機関へお申し込みください。

### 【問い合わせ先】

本渡年金事務所 ☎④2154  
本庁・保険年金課国民年金係(内線1137)

# 臨時職員を募集します

- 職 種＝給食調理員。
- 勤務場所＝市立河浦病院。
- 予定人員＝5人程度。
- 応募資格＝交代制勤務に対応できる人（資格・経験は不問）。
- 採用予定日＝平成23年2月1日以降。
- 勤務時間＝週5日。1日7時間45分（交代制勤務。早出・遅出あり）。
- 賃 金＝日額6,200円。
- 試験内容＝面接。
- 試験日程＝平成23年1月26日 ☎午前10時から。
- 試験会場＝市立河浦病院。
- 申込方法＝市販の履歴書に必要事項を記入し、平成23年1月14日 ☎までに〒863-1215市内河浦町白木河内223-11 天草市立河浦病院へ郵送または持参してください。

### 【問い合わせ先】

病院事業部経営管理課総務係  
(天草西保健福祉センター内) ☎⑦3400

# 熊本県天草障がい者 就業・生活支援センターのご案内

当センターは、天草圏域の障がい者就労支援機関の拠点として、国・県の指定を受け県下で5番目に設置されました。障がいのある人の「働きたい」を実現するため、さまざまな機関と連携しながら、就業面や生活面を支援します。



### 【おもな支援内容】

- 求職活動の支援（公共職業安定所への同行など）。
- 就職に向けた準備・訓練などのあっせん。
- 職場定着に向けた支援。
- 就業にかかわる生活面の助言（金銭管理、生活習慣の形成など）。
- 就業生活に必要な関係機関（医療機関など）との連絡調整。
- 企業からの障がい者雇用に関する相談など。

### 【ご利用について】

- 相談は原則として予約制です。まずは電話・FAXなどでご連絡ください。
- 開所日＝月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで（祝日を除く）。

【所在地】市内今釜新町3667

※また、職場実習を受け入れていただける企業を募集中ですので、ご連絡をお待ちしています。

【問い合わせ先】本庁・社会福祉課障がい福祉係(内線1181)  
熊本県天草障がい者就業・生活支援センター ☎⑥9866・FAX⑥9877

# 高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する「高額医療・高額介護合算療養費等」の申請受付が始まりました。

天草市国民健康保険と熊本県後期高齢者医療保険に加入している人で、高額医療・高額介護合算療養費等の支給対象期間中（平成21年8月1日から同22年7月31日まで）に、各保険の自己負担額（同一世帯）の合計額が限度額を超え同療養費等の支給の対象になる人には、本市または県後期高齢者医療広域連合から申請案内の通知を郵送しますので、本庁・保険年金課または高齢者支援課、牛深支所・市民課または保健福祉課、その他の支所・市民生活課へ提出してください。

なお、この通知が届いていない人も受給できる場合がありますので、同課へお尋ねください。

また、次に該当する人は、申請するときに「自己負担額証明書」の添付が必要です。

- ①支給対象基準日（平成22年7月31日）に加入している医療保険が被用者保険等（事業所の健康保険や船員保険、各種共済組合など）の人。

→各医療保険者に申請するときは、介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。本庁・高齢者支援課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課で同証明書の交付を申請してください。

②支給対象期間中、加入している医療保険に変更があった人。

→変更前の医療保険者から「自己負担額証明書」を取得した後、基準日に加入している医療保険者に支給を申請してください。

③支給対象期間中、天草市へ転入した人。  
→前住所地から医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」を取得した後、本庁または各支所の担当窓口で支給を申請してください。

④支給対象期間中、天草市から転出した人。  
→転出先で支給申請をするときは、本市の医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。本庁または各支所の担当窓口で交付を申請してください。

## 《合算した場合の限度額(1年間)》（平成21年8月から同22年7月まで）

### ◆70歳未満の人

上位所得者 注1	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

注1：上位所得者…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。

### ◆70歳以上の人

現役並み所得者 注2	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

注2：現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の人がある世帯。

※70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1カ月2万1,000円以上のみが合算の対象になります。

※同一世帯内であっても、基準日（7月31日）に加入している医療保険ごとに計算します。

### 【申請・問い合わせ先】

医療保険分…本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1132)、同課医療係(内線1135)／牛深支所・市民課保険年金係／その他の支所・市民生活課市民生活係  
介護保険分…本庁・高齢者支援課介護給付係(内線1192)／牛深支所・保健福祉課福祉係／その他の支所・市民生活課保健福祉係

